

第 1 章

労働争議の調整

第1章 労働争議の調整

第1節 概況

平成24年に新規に受け付けた調整事件は2件であった。

第1表 申請受付状況

年次	区分	受付総件数	左の内訳		
			あっせん	調停	仲裁
平成20年		2	2		
平成21年		2	2		
平成22年		1	1		
平成23年		0			
平成24年		2	2		

第2表 月別申請状況

年次	平成22年	平成23年	平成24年
1月			
2月	1		
3月			
4月			1
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			1
11月			
12月			
計	1	0	2

第3表 業種別申請状況

年次	平成22年	平成23年	平成24年
業種			
運輸業	1		
卸売・小売業			1
サービス業			1
計	1	0	2

第4表 従業員規模別申請状況

年次	平成22年	平成23年	平成24年
従業員			
10人未満			1
10人～49人	1		
50人～99人			
100人～299人			
300人～499人			
500人以上			1
計	1	0	2

第5表 調整事項別状況

調整事項		年次		
		平成22年	平成23年	平成24年
団体交渉				
経営 または 人事	人員配置			
	配置転換			
	解雇			1
	その他			
賃金等	一時金	1		
	退職一時金・年金			1
	解雇手当			
	その他			
労働条件等				
その他				
計		1	0	2

(注) 申請事項が2項目以上の場合、調整事項数は申請件数と一致しない。

第6表 申請者別状況

申請者		年次		
		平成22年	平成23年	平成24年
一方(労または使)		1		2
双方				
計		1	0	2

第7表 終結所要回数状況

所要回数		年次		
		平成22年	平成23年	平成24年
0回				
1回		1		
2回				2
3回				
4回以上				
計		1		2
平均(回数)		1	—	2

第8表 終結所要日数状況

所要日数		年次		
		平成22年	平成23年	平成24年
10日以下				
11日～30日				
31日～50日		1		1
51日～100日				1
101日以上				
計		1		
平均(日数)		45	—	54

第9表 処理状況

区分	年次	平成22年		平成23年		平成24年	
		繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分
解決	案受諾		1				
	協定締結						1
	自主解決						
打切り							1
取下げ							
翌年へ繰越							
計		1		0			2

第2節 争議行為予告一覧

(中労委受理分)

通 知 者	要求事項	受付月日	争議行為 予告月日	受 付 労 委	関 係 都道府県
国鉄労働組合	賃金引上等	2月15日	3月1日以降	中 労 委	46 都道府県
健康保険病院労働組合	病院売却方 針撤回等	2月23日	3月7日以降	中 労 委	27 都道府県
エヌ・ティ・ティ労働組合	一時金等	2月28日	3月12日以降	中 労 委	全 国
全日本建設交運一般労働 組合全国鉄道本部	賃金引上等	2月29日	3月15日以降	中 労 委	46 都道府県
全日本運輸産業労働組合 連合会	賃上げ等	3月2日	3月16日以降	中 労 委	全 国
KDDI労働組合	年間一時金等	3月5日	3月16日以降	中 労 委	全 国
日本私鉄労働組合総連合会	賃金引上等	3月7日	3月18日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合	賃金引上等	3月9日	3月20日以降	中 労 委	24 都道府県
全日本港湾労働組合日本海 地方本部	夏期一時金等	5月24日	6月19日以降	新潟県労委 (經由労委)	6 府 県
全日本運輸産業労働組合 連合会	一時金等	6月1日	6月15日以降	中 労 委	45 都道府県
健康保険病院労働組合	夏期一時金等	6月5日	6月18日以降	中 労 委	27 都道府県
健康保険病院労働組合	年末一時金 等	9月6日	9月18日以降	中 労 委	27 都道府県
全日本運輸産業労働組合 連合会	年末一時金 等	11月2日	11月16日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合日本海 地方本部	冬期一時金 等	11月7日	11月19日以降	新潟県労委 (經由労委)	6 府 県
日本私鉄労働組合総連合会	労使協議の 設置等	11月20日	12月2日以降	中 労 委	37 都道府県

第3節 事件の概要

24-1 退職争議あっせん事件

平成24年 4月 3日 申請
平成24年 5月15日 解決

〔申請者〕
X株式会社

〔被申請者〕
Aユニオン

〔あっせん事項〕
退職および退職金等の支払いに関すること。

(1) あっせん員

円居 愛一郎 (公)、湯川 勢津子 (公)、牧野 恭英 (労)、田村 毅 (使)

(2) 主張の要点

(組合)

組合員は結婚したら退職するとは言っていない。結婚を申し出たことによる正社員からパートタイマーへの降格であり、本人の意に反した退職勧奨である。会社への復帰も望んでいない。

退職に同意する条件として、以下を要求

- ・有給休暇の残日数の決済
- ・解雇予告手当30日分の支給
- ・退職金の支払い
- ・事業主都合の退職と社会保険等の手続

(使用者)

以前から本人は結婚退職を希望していたが、結婚後も本人に会社に残ってほしいと考えたため、本人の今後の生活を配慮した上でパート契約を締結した。

短時間の正社員として職場に復帰してはどうか。(会社に残ってほしい。)

当社に退職金の制度はない。

(3) 申請までの経過

団体交渉を3回行ったが、進展がなかったため、会社はあっせんに申請した。

(4) あっせんの経過および結果

あっせんは4月25日および5月15日の2回行われ、以下のとおり協定書を締結し、解決した。

協定書 (要旨)

- 1 労使双方は、組合員が平成〇年〇月〇日付けで、会社を会社都合により退職したことを確認する。
- 2 会社は、組合員に対し、一切の解決金として、金〇万円を支払う。
- 3 会社は組合員の退職に伴う社会保険等の手続を速やかに行う。
- 4 組合および組合員と会社との間には、上記のほか一切の債権債務がないことを確認する。

(処理日数 43日、あっせん回数 2回)

24-2 解雇争議あっせん事件

平成24年10月 5日 申請

平成24年12月 7日 打切り

[申請者]

Aユニオン

[被申請者]

X株式会社

[あっせん事項]

解雇および契約期間満了までの逸失賃金等の支払いに関する事。

(1) あっせん員

山川 均 (公)、渡邊 一成 (公)、吉田 啓三 (労)、清川 忠 (使：第1回あっせん)
田村 毅 (使：第2回あっせん)

(2) 主張の要点

(組 合)

組合員は、就業直後から上司よりパワハラを受け、度々会社側に訴えるも適切な対応をとってもらえず、さらに平成24年9月に一方的な解雇通告を受けた。この解雇は法令等に違反した不当解雇である。

(使用者)

職場内でパワハラ・いじめがあった事実はない。当該労働者については、就業規則違反により適正な手続きを踏んで解雇している。

(3) 申請までの経過

解雇撤回を含め当該労働者が納得できるような条件を提示し、団体交渉を行ったが、進展がないため、組合はあっせを申請した。

(4) あっせんの経過および結果

あっせんは、11月9日および12月7日の2回行われ、2回目のあっせん時に会社側は、組合が主張する法令違反はないため金銭的解決には一切応じられないと主張した。このため、双方の主張に隔たりが大きくあっせんによる解決の見込みはないとして、打切りとした。

(処理日数 64日、あっせん回数 2回)

